

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(第16回)

平成22年11月24日(水)

午後1時30分～3時30分

京都ガーデンパレス「鞍馬」

○座長

今日は、お手元にあります三つの主要な議題、一つは、前回の府民意識調査、2番目は、「明日の京都」、3番目が、犯罪のない安心・安全なまちにするというプログラム、この三つ。あとは、人権啓発に関する取組の報告をいただくということで、委員の皆さん、御協力をお願いします。

最初に、府民調査の概要について説明をお願いします。

○事務局

それでは、新京都府人権教育・啓発施策推進計画に関する府民調査の概要について説明します。よろしくをお願いします。

資料の1-1に基づき説明します。この調査については、第14回の懇話会の場で、その必要性について意見をいただき、実施の方向で検討を進めてまいりました。本日は、その簡単なスケジュールや項目のほかに主要な設問、あるいはその内容について説明をさせていただきたいと思います。

まず、調査の目的ですが、今進めていますこの推進計画の策定後もう5年が経過をしています。ちょうど中間点に当たり、この計画に基づく取組について、この効果の状況を把握する。さらに、それを把握した上で、今後の府における人権教育・啓発を推進していくための参考にしたいということ調査目的としてしています。

調査の手法等ですが、実施主体については京都府で行います。

調査の対象地域ですが、京都府の全域としています。前回、平成13年は京都市を除く形にしていましたが、今回は京都市も含めた京都府の全域を調査対象とします。前回なぜ外していたかということですが、ちょうど京都市は京都市でこういった調査を実施されていたこともあり、重複を避ける意味でも京都市を除いた調査にしていたのですが、ここしばらく京都市で調査の予定もないというお話も聞いていますので、そうであれば、私どもが進めているこの推進計画は、京都市も含む京都府域を対象にしたものでもあり、今回、京都市域も含めた府全域を対象地域に考えています。

調査対象ですが、府内在住の満20歳以上にしており、対象者数ですが、京都市を含むことで、

前回1,500人だったのですが、今回はその倍、3,000人を対象にしています。

抽出方法ですが、今年10月1日に国勢調査がありましたが、その時点の満20歳以上の京都府民3,000人を男女比、それから年齢階層も考慮して、全市町村に比例配分をし、市町村ごとの無作為抽出を行うことにしています。その元になる台帳は住民基本台帳、それから外国人登録原票です。今回、外国人も対象にすることにしており、この外国人登録原票も台帳の中に入れていきます。

調査方法ですが、郵送による無記名のアンケート形式で、回答率アップも考え、1回、葉書による督促の実施も考えています。

調査の時期ですが、平成23年6月に調査表を発送しようと考えています。

調査の趣旨ですが、前回、平成13年度調査を実施している調査項目と比較して、その意識の変化、これを把握しようということ。また、人権が尊重される社会の実現に向けて、府民の身近な人権問題に対する考え方や感じ方、それから効果的と考える教育・啓発の方策を探っていきたいと思っています。

スケジュールですが、今年度中と来年度に分けて記載しています。平成22年度については、調査対象や標本数をまず決め、その次に調査の項目、内容を決めて、年度中に調査表を作成を行いたいと思っています。

来年度に、調査を実施しますが、調査表、決定しました調査の項目の調査表を印刷、それから調査の対象者の抽出、そして調査表の発送、回収。これを大体6月の郵送のところまで。回収した調査表について集計し、分析を行います。その結果で報告書としてまとめます。大体、目標としては、23年12月には報告書の形にしていきたいと思っています。

続きまして、資料1-1の2枚目になります。この府民調査の調査項目とその内容について、基本的な考え方等について説明します。

初めに、基本的な考え方として大きく三つのポイントを挙げています。最初に、平成13年度の調査と比較ができるような項目設定。これは継続項目として、後ほど説明します。2番目、この計画策定後の取組と府民への効果度、これを把握するための項目。これは新規に項目設定をしたいと思っています。3番目、これは全体に係るものですが、回答者の負担、これを考慮しなければ回答率の問題も出てくるとお思いますので、ボリュームが余り大きくなり過ぎないように、また回答しやすいような設問や、その回答の方式、こういったものに注意をして作成をしていきたいと思っています。この三つの大きな項目を踏まえ、個別の項目を検討していきたいと思っています。

ここで一つ、要検討項目として挙げています。委員の皆様の御意見をお伺いしたいというところですが、調査項目のほかに属性で、男女の性別について、いろいろ検討しています。性同一性障

害に係る問題に考慮をして、これを問うべきなのか、もう問わないで調査を実施すべきなのかを事務局で考えています。一般的にはこういった人権の意識調査については、属性を聞いています。

参考までに、国については内閣府が調査をしています。直近では平成19年になりますが、このときについては男性、女性のいずれかを選択をするような調査項目になっています。近畿の府県の状況を見てみますと、いずれも男性、女性のいずれかを選択するような設問になっています。府内の市町村について見てみますと、京都市においては、平成17年度に調査を実施されていますが、「男性」、「女性」、「その他」という三つの選択肢の中から選んでいただく設問になっています。さらに、ほかの市町村の関係でいいますと、宮津市で平成21年度に実施をされていますが、こちらも「男性」、「女性」、「その他」、この三つの選択肢から選ぶような設問になっています。それ以外については、いずれも男性、女性から選択をするような設問になっています。いずれも性別を問わないところはありません。ほかの県の関係で見てみますと、ほとんどが男性、女性から選択するような設問になっているんですが、宮崎県でいいますと「男性」、「女性」、「どちらとも言えない」という選択肢になっていますし、長野県では、「あなたの性別をお書きください」という御本人に書いていただくような設問の形になっています。他府県についても基本的には問わないところはありません。「男性」、「女性」が多いという状況です。

このような状況を踏まえ、今回、京都府で実施を考えているこの調査について、属性の関係について、男女の性別を把握すべきか、問うべきか、あるいは問う場合にも一般的に行われている男性、女性という選択肢から選んでいただく形にしたほうがいいのか。それがごく一般的、御本人の意思に任せて記入いただくということも考えられるとは思っていますが、御意見をいただきたく思います。

それから第2として、主な調査項目と内容について、まず新規項目から説明します。。

1番目、人権尊重に関する考えということで、この推進計画の策定後、人権について自分自身にもかかわりのある問題であるということで啓発を進めてきています。そうした取組の効果を図る項目として、人権についての認知度をお尋ねする項目を設定しようということです。

2番目、人権相談窓口の認知度として、国や市町村等と連携をして人権相談の充実を図るということで、その相談窓口についてはいろいろ周知に努めています。その取組の効果を図る項目ということで、この人権相談窓口の認知度、これを把握する項目を設定しようということです。

この1番と2番については、この後また説明もありますが、明日の京都、こちらの施策推進の指標となるようなものとしても、ここではぜひ聞いておくべきという考えもありまして、新規項目として設定しようと考えています。

3番目、身近な人権問題に関する考え方ということで、新たに女性、子ども、障害のある人、高齢者、外国人等、この人権問題の身近な部分について、特にその利益の対立する場面を取り上げまして、その考え方を問うとようなものも設定をしようと思っています。

さらに4番目としては、前回の調査から今に至りますまで、近年の新しい問題、状況について聞くということで、最も顕著なインターネットによる人権侵害、これを取り上げ、その対応を問う項目も設定しようと考えています。

また、5番目の項目として人権問題解決のための方策に係る項目として、特に、新規にということですが、NPO法人等この身近なところで人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い、この出会いの状況を把握して、こういったものがどういう形で人権問題の意識の高まりに影響しているのかを問うていこうと設定しているものです。

続きまして継続項目ですが、資料1-2、平成13年度の調査表をつけています。こちらと見比べていただきながら、幾つか御紹介をさせていただければと思います。まず、人権尊重の感じ方として、⑬-3と13と書いてますが、⑬といいますのは13年度の調査表という意味の⑬です。3、13といいますが、その設問の番号になります。

例えば人権尊重の考え方でいきますと、13年度の調査表の問3ですが、こちらで、「あなたは次に挙げた人権が尊重されていると思いますか。A～Jの各事項ごとに当てはまる番号に丸をつけてください。」こういう人権が尊重されてると感じる人の状況を把握する項目、これは今回も継続的に設問として挙げようと考えています。

例えば、7番目で人権侵害をされた経験の有無、内容でいきますと、設問番号の7番、3ページの中ほどになりますが、あなたは身近な人が問3に挙げた人権を侵害するような言葉、態度を示した場合に、あなたはどうすると思われるかということ。こちらも継続的に把握をしていこうと思っています。

もちろん、前回の調査と一字一句同じということではなく、文言の内容も精査して、例えば回答選択肢の見直しも考えていかなければいけないと思っていますが、基本的にはこういうものを継続して、改めて調査の項目としていきたいと思っています。

以下、差別に対する考え方、風習等に対する考え方、同和地区出身者との結婚について、それから能力等以外の事柄を採用選考の判断材料にすることについて、人権研修等の参加状況等についてというところで、前回の調査から継続して今回も設問を考えているところです。

資料としてつけていますが、資料の1-1の一番最後に、人権に関する府民調査項目等の比較ということで、左側に平成13年度の調査項目を、右側に今回の調査の主な内容について比較できる

ような形で並べています。今、説明をさせていただいたようなところが少しこれでわかりやすくなったのかもしれませんが、「新」と書いてあるところが、新規項目。「継」と書いているところが、継続の項目になる部分です。

また、最初に申しあげました検討項目ということで、属性の性別について問うべきなのかどうかで、ここは空欄にしています。

簡単ですが、府民調査の関係についての説明は以上です。

○座長

ありがとうございました。

比較というのは非常に難しく、つまり1,500人が3,000人になって、聞かれる人はおそらく変わるわけですね。年齢も変わる。ですから、そういう人口の移動は、おのずと対象を選ぶ際に反映されるのですが、実はその段階では、女性何人、男性何人というのはわかっているので、あえて御当人に選ぶような設問というか欄を設けるのかどうか。

そのことも含めて、お気づきの点から自由に。大体30分ぐらいは時間があると思いますので、御発言いただきたいと思います。御遠慮なく。

○委員

男女の性別についての議論ということですが、そちらのほうの問題意識、他府県ではやっているのはわかりました。よそがやってるからうちもということではないと思います。基本的な考え方としてどうしてこれについて今考えて、どういうことで問題提起されてるのか、それを聞きたいと思います。

○座長

関連の御意見、御質問はありますか。

なければ、説明をお願いします。

○事務局

まず、事務局で考えましたのは、性同一性障害について、機械的に男性、女性と選択をして問うべきなのかどうか。やはり、そこには一定配慮が必要だろうということを考えました。先ほども少し御紹介をしましたが、男性、女性、「その他」と聞いているところがある。逆に配慮に欠ける

のではないだろうかということをもまず考えました。

そうしたときに、やはりもう問わなくてもいいのではないか、問わないということになると、性別による調査のデータが必要なのだろうか。当初は、あえて男女別のデータは要らないのではないかと、したがって問う必要もないのではないかということで考えていました。絶対要らないものでもないということもあり、非常に迷った部分です。

他府県を調べるたび、大勢的には男女の2択という形で問うていますが、いろいろ配慮した設問の仕方もあります。非常に難しい問題でもありますので、懇話会の委員の皆さんに御意見も聞きながら、さらに検討したいということで、今回、検討項目という形であえて挙げさせていただいたところです。

○事務局

京都府の方針として、性同一性障害が平成16年に議会で取り上げられており、そのときに性別表記についてどう考えるんだということで、そこで、新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部の基本になっている人権啓発調整会議というところで、全庁的な組織ですが、その中でどう取り組むかと議論し、すべて削除することはできないが、基本的には可能な限り、性別表記だけではありませんが、個人情報の扱いについて適正な扱いについて見直しをしようという方針を立て、逐次、経年的に把握して、減らしてきています。

そういう方向を持っている中で、この問題に直面したと、これが前提です。調査的に見たら、男女を聞いてるし、統計的、学問的に見たときに、その男女の状況を分析するに当たって、その意味は決して少なくないという御意見もいただいているところなので、可能な限り削除していこうという方向と、必要性とをどう調和させていったらいいのか、それが基本的な問題意識です。

○座長

ありがとうございます。

もし御意見ありましたら、各委員、御遠慮なく。

○委員

あまり深く考えずに答えてしまいますが、結論からいくと、「その他」という表示はあり得ないと思います。男女ということで性別表示をしていただいたらいいのではないかと思います。

性同一性障害の問題は確かに少しずつ大きくなってきていますが、そののこのに関する設問と

かアンケート調査であれば、当然それは区別してやるべきですが、こういう全体的なアンケート調査のときに、それをあえて持ち込む必要はないのではないか、今、府が案として設定されてる表記でいいのではないかと思います。

関連しますが、対象者の中に外国人登録原票からピックアップされると書いてありますが、あらかじめ何%ぐらい設定されていますか。

そして、外国人の方をあえてピックアップして入れることになると、その属性調査のところに外国人ということを問うていただいたほうが、問題があれば別ですが、アンケートの調査結果のデータの受けとめ方とか理解の仕方とか現状を知る意味においては、はっきりしたほうが、クロス表記でわかりやすいものが出るのではないかと思います。支障がなかったら、せっかく外国人の方を入れるのですから。それは表記を属性のところにに入れていただくということのほうが、調査の効果としてはいいような気がします、いかがでしょうか。

○座長

今の点にお答えできる範囲で、できるようでしたらお願いします。

○事務局

外国人については、確かに、属性のところ聞いておりませんので、返ってきたものがどういう形で日本人と外国人を分けるかというところは、分けられない形に今はなってます。広く府民として。ただ、回答をいただくときに、その外国人を排除せずに同じ対象としてとらえるというところで、この外国人の方についても抽出の中に入れて対象としようと考えています。

御質問のあったところについては、こちらはまだ十分な考えも持っておりませんので、また委員の皆さんの御意見もお伺いをして考えたいと思います。

○座長

特に御発言はないですか。

○委員

男女のことですが、なぜ、ジェンダーで男女のことを聞かないというのはわかりますが、性同一性障害を持ち出されて聞かないのは、理屈としてわからないので、教えてほしいと思いました。

性同一性障害は、自分は、例えば僕、女だとずっと思ってるが生物学的には男だというので、

そういうズレですよ。その場合、戸籍上は男になってても、自分は女性だと思ったら女性と回答して不都合があるのでしょうか。社会全体がそういう具合に問題、このアンケートなんかで問題になってるのがよくわかりません。ジェンダーだと何となくわかるような気がしますが。

○座長

他に意見はありませんか。

○委員

感覚的には、今の意見のように、この可能な限りという京都府の意見ですが、これは可能な限りの例ではないと思います。この質問とかでも、結局、今問題なのは、男女差による人権の侵害がすごく今問題視されてるところです。女性の、それこそ性の対象になったりとか、そのことを突き詰めなければいけないときに、男性側の感覚と女性側の感覚、結構大事な差が出る場所だと思います。だから、そこは性同一性障害の云々はありますが、その方が男性だと思ったら「男性」と書かれますから、その感覚的なものから考えると、そこを強いてこだわることはないと思いますので、可能な限り排除するという部類には入らないアンケートだと思います。

○座長

ありがとうございます。

○委員

どうして性別を外したいと思ったのかというのが、事務局の説明でやっとわかったのですが。例えば就職の際に、自分のその就職のエントリーシートに男と書いて、要するに戸籍が男だから男と書いて、でも姿が女だからということで問題になります。そういう本人が性別表記を書きたくないのに書かなきゃならないからということでだんだん減らすのはわかりますが、アンケート調査なので、別に個人の方が男か女かということが問題には全然ならないので、私は聞いてもいいと思っています。そういうふうをお願いしたいと、アンケート調査だから性別の問題は非常に大きな問題なので入れてほしいと私も言ったんですが、そういうことです。

それともう一つ、外国人、せっかく調べるなら外国人表記をとということをおっしゃったんですが、3,000人調べて、おそらく半分ぐらい回収できたらいいほうだと思うので、1,500なんですね。3,000人配って返ってくるのが1,500で、外国人のパーセンテージが2%以下ですので、それで考え

ると、1,500掛ける2%で30人ぐらいしかいないので、外国人がどういうふうに考えてるかということについては調べられないと思います。だから、あえてここで、今回のアンケートで聞くこともないかなと思います。

○委員

どれぐらい入れられるのかなというのが率直なところで、ある程度サンプルとして、意識的にその比率以上に、男女で多分、答え方、考え方、見方が違うだろうという想定で調査をしますので、全体にわたって、外国人の方と日本人の方でかなり差があるだろうという想定を考えると、ある程度のサンプル数があるのなら外国人であることを表記してもらったほうが、細部の分析のときに違ったものも見えるかなということを考えました。2%サンプル相当ということであれば、おっしゃるとおりです。

○座長

調査というのは目的で対象も決まってくるし、属性の尋ね方も変わってくるので、それが大前提だと思います。

○委員

経験上、国際学生の家に住んでおまして、そこはいろいろな国からの留学生が、一つの国当たり3人を上限にして生活をしています。そういう外国人が京都に住んでまして、常に思うことは、外国人、私も外人なのですが、ヨーロッパの人たちと結構考え方が違ったりします。そういうものは、例えば人権の問題に関しても、結構違いが出るのではないかという考えは持っています。

せっかくこういうアンケートとるのであれば、外国人のサンプルをもっと増やし、外国人が京都に住んでみて人権に関してこう思ったというのも、後々データを、統計をとるときに、結構役立つのではないかと思います。

○座長

京都に住んでいる外国人が不自由に感じているかとか、どういうところで差別されたと思うか、そういう調査ならそれはもう非常に意味がありますが、逆にそれを外国籍府民でない人に配ると、あなたは差別してるほうですよという前提が暗にあるので、結局、調査は何のためにやるのか、そのことが対象も決めるし、属性を尋ねる際の基準にもなると思います。ですから、今まで出た御意

見では、あまり「その他」にこだわらないほうが、「男」と「女」でいいのではないかということです。

それとこれは、例えば今いただいたこの前の問3でAからJまで、この中にはその人がどちら、男であるか女であるか、外国籍であるか日本籍であるかによって影響が出るような質問が入っていますので、むしろ何もしないほうが全体としての傾向はとりやすいのではないかと思います。調査の目的によりますが、そういう意味では、人権に対する府民の感覚がどう変わったかも、大ざっぱな話にはなりますが、定期的におやりになることは、それはそれで非常に大事だと思います。

ほかの問題でも結構ですので、お気づきの点から自由に。

○委員

「男」、「女」、「その他」を他市では、会議で結局そういう結論になって、「男」、「女」、「その他」という形の意識調査に加わったことがあります。そのときには、セクシュアリティのことを研究している先生が、性同一性障害の方にしてみれば、アンケートに答えるのは全然構わないが、男か女かと聞かれると、どちらにも〇ができないという方が絶対現れるので、それが何%かといったら、すごく少数ですが、その方が気持ちよくどこかに〇するというので、第3の選択肢という、アイデンティファイとしてどこにも〇できない形になる方がいらっしゃるの、それを配慮して、「どちらとも言えない」とか「その他」とか、第3の項目を設けてもいいのではないかという形になりました。ですから、どうしていいのかわかりません。

今回は男と女という形の2者選択で聞いたほうがいいと皆さん全体が思っておられるなら、その形を推進していただけたらいいし、非常にパーセンテージは少ないが、それに答えにくいという方は、そこが白紙になると思います。ノーアンサーになると思いますので、それでいいかと思っています。

○座長

どうぞ、ほかの論点もありましたらお願いします。

○委員

解決案を持つてゐるわけではありませんが、就職のときの採用選考などは気になるところです。

それで10年前の設問と、基本的に今回4ページの間10は同じでしょうか。府のほうも想定されてますように、10年前と今日と、この選考採用、特に履歴書に書いていただける範囲と、実際に面接したときに要されるものは微妙に変わってきてますし、また本当に困ったことですが、建前と本

音がこれほど違う実態の局面も少ないということがあります。今、決められているとおりにやるとしたら、面接して何が聞けるかという、高校及び大学であなたはどんなことをしてきたのですか、どうでしたかと。それから、極端に言ったら将来あなたどういう人になりたいかも非常に聞き方が微妙でして、あなた、この会社に入って何がしたいのですかと。言ってみれば、この二つぐらいしか聞けないのが実際です。

ところが、どこの企業でも、それでしたら面接する意味は全くないので、やっぱり知りたいということで、多少婉曲的な聞き方をしたり、弾力的な聞き方をしておられるのが実態です。

ただし、これは御承知のように、後々、学校が生徒に報告を求めたときに、このようなこと聞かれましたと。そうすると、学校から企業さんへ困りますというクレームが入ることも現実にありますし、今の若い方々はインターネットなどで仲間共有意識ありますから、どこどこの面接試験でこんなことを聞かれたでというのがインターネットでばっと流れてしまったり、企業のほうもリスクなものを抱えながら、なおかつ許されるぎりぎりのところで質問している、知りたいことを聞いているのが実態です。

そうしますと、答えが難しいのですが、1、2か、どちらかの答えになるに決まっています。そのあたりのところで、10年前と比べて何がどう変わったかを知ってみたいような気もするし、多分、残念ながら答えとしてそんな明確に変わったものも、実態も反映したものになかなかかなりにくいという気もします。もう一工夫何か考えれる設問の仕方とか、突っ込める質問項目があればいいと思っています。「適性と能力」と一言に言いますが、これが現場の面接のときは、適性能力の解釈が相当違って、その解釈の弾力性を生かしながら企業としては質問しているというのが実態です。

○座長

設問は本音が聞けるように抵抗の少ない聞き方を。もう少し工夫を、もしあれば。

委員のおっしゃってることは、意味のあるアンケートにしようということでおっしゃっているものと思います。

○委員

比較、調査項目の「新」と「継」と書いてある一覧表ですが、例えば16番でしたら、人権問題について知った広報媒体って、右欄がないということは、削除されると考えていいのですか。トータルの問題数はあまり変わらないわけですか、プラスマイナスゼロぐらいになるのですか。

○事務局

設問数なりボリュームは、トータルとしては、ほぼ同じぐらいになるように進めていきたいと思っています。

○委員

削除されたのは、前回のときに、あまりこれ調べても意味なかったという、それとも人数、ボリュームが増えるので、聞きたいけれど削除したというものですか。

例えば16番、結局人権とか、啓発が足りないからいろいろ社会問題が起こりますね。そうすると、これ、どこで目にしたことありますかというときに、例えば京都府がすごい広報紙を頑張っているのを見たことないとなると、これは意味ないというので、結構フィードバックになるかなと思ったのですが。こういう質問というのはあまりしても意味ないから削除なされたのか、やむを得ず削除なされたのか。今回幾つか削除された理由、ボリューム的な問題だとは思いますが、何か意味がなかったのか教えてください。

○事務局

例えば、この広報媒体の関係については、ほかの設問でかえられるということもあって省略ということもありますし、当時としては聞く意味があったらうけど、今ではボリュームを考えれば割愛やむなしというところもありますし、一概にその一つの理由だけというわけではありませんが、大きく言えば、回答率を上げなければいけませんので、あれもこれもというわけにはいきません。新規項目を幾つか考えている以上、ある程度、前回の中で設問数は減らさなければいけないということから、今回、削除をしたものが幾つかあります。トータルで同じぐらいのボリュームということを考えています。

○事務局

基本はお答えしたとおりですが、例えば、ここで具体の項目としてまだ調査表にしてないので、わかりにくい部分があるのですが、身近な人権問題に対する考え方について、女性、子どもとか高齢者、障害者とかそれぞれの部分で、どちらを考えるか意見が分かれそうだなというような設問を用意して、あなたはその考え方どちらに賛成ですか、あるいは近いですかという形で何項目か聞きますので、そうすると、そこでボリュームをぐんととります。

13年度調査では、同和問題の関係が少し多いという部分がありました。この間、同和問題については緩めてるわけではないですが、その他の人権啓発もこの間進めてきていますので、その部分の全体のバランスも考えて、同和問題については結婚差別や就職差別は依然大きな問題としてありますので、その部分については引き続き残すということを基本に持ちながら、全体のボリュームを考えて、このような構成でいきたいと提示させていただいているところです。

○座長

お気づきの点、何でもどうぞ。

○委員

「明日の京都」との関係で、人権相談窓口の認知度合いが、例えば人権擁護委員さんがいるのは知ってますかというのが例えば10%だとしたら、それを5年かかって20%にしようとか、そういう数値目標的に設定しやすい部分は、ぜひ聞いてみたいということがあったと思います。そういう意味では、広報媒体は、まさにこの啓発の部署としては聞きやすいところかなと思うので、ここで全部決めるのではなくて、ボリューム的にもし必要ならば、意見もあったことですし、広報媒体について聞くことを事務局としては考えていただけたらと思います。

もう一つは、23年度になって報告書をつくることになっていると思いますが、そのときに、来年度予算ということなので、こういう意識調査をしたら、ぜひとも府民に結果を広報してほしいと思います。府民の手を煩わせて聞いている限り、協力してもらったアンケート調査、こういう結果になりましたよと。それを受けて、私たちこんなふうにやっていきますよという形での、双方向といったら大げさですが、何らかの形で広報していただきたいと思います。インターネット媒体を使って結果を示すのが一番お金がかからないとは思いますが、簡単なリーフレットの的なもので、府民の意識調査はこうなってますよということ自体が啓発になりますので、その予算も、この調査をする関係で、そういうリーフレットをつくっていくことも考えていただきたいと思います。

○座長

フィードバックについては、例えば初めにアンケート用紙を配るときに、何月付のホームページに載せる予定があるだけでも、関心のある人は注意してれば読めることになります。一番丁寧なのは、3,000人に結果はこういうふうになりましたということですが、これは手間暇、お金もかかると思いますので、インターネットを上手に利用するのは一つの方法とは思いますが。

○委員

今回の外国人を含めたということ、非常にいいことだなと思ってます。評価したいと思います。外国人を府民としてとらえておられるのだと思います。だから、どうして外国人を含めたのか、そのお考えを改めて聞きたいのと、それからもう一つ、外国人も無作為でアンケート用紙を配るのですね。だから日本語が読めない人、平仮名ぐらいしか読めない、そうすると、ルビを打たないと読めない人とかも想定できると思いますが、そこら辺の配慮は何か考えておられるのでしょうか。調査票が届いても、何を書いているかわからないこともあるのではないかなと思いますので、そこら辺の配慮、何か考えておられるのでしょうか。

○座長

回答をお願いします。

○事務局

まず、結果については、ホームページでは少なくとも公表していかなければいけないと思っています。それ以外、リーフレットというお話もありましたが、予算等について今後検討はしていきたいと思っています。

それから、外国人の関係ですが、数多くの外国人の方が京都府内にお住まいだということ、約5万3,000人ぐらいだと思います。やはり、これは排除すべきではなくて、京都府にお住まいの方としてその意識を尋ねるべきだろうということで、今回対象にしようということです。

確かに、御指摘いただきましたように、日本語だけの調査表でなかなか回答しづらいというか、趣旨も御理解いただけないということもありまして、ここは非常に難しいところではありますが、調査のお願いの文書については、外国語のお願い文書も少し考えようと思っています。例えば中国語、英語、ハングルは、必要ではないかとは考えてはいます。それをまた調査表ですべてできるかという、なかなか作業的にも、あるいは予算的にも難しい面がありますので、それは非常に課題だと思っています。

○委員

外国人はこういった調査に答えられる人ばかりでしょうか。

○委員

外国人とはいえ、英語が話せない外国人ももちろんいるわけで、そういう人たちに外国人登録の原票の引きかえとかの文書が送られてきても、意味がわからなくて行けない場合も結構あります。ですから、英語が話せる外国人が多いとは思いますが、それ以外の方々に送られてきたときに、その方々はどうやって対応するかというのは、少し困るかなとは思っています。

○事務局

限界もあり、難しいところがあります。

○委員

以前に事務局と話をした際、案内文で、アンケートにお答えいただけるならば御連絡くださいみたいにおっしゃっていましたがね、国際交流会館などに。私の知ってる留学生は、英語とかでなくても、ルビを振って表記にしてくれれば、かなりわかると言っています。例えばキルギスの人やロシアの人、ブルガリアの人とか、どちらかという英語圏ではない方たちなども含めて、漢字は難しいので、平仮名表記をしてくれれば何とかわかるということだったので、そんなことで考えていらっしゃるようなことは聞いたのですが。

○事務局

おっしゃっていただいたようなことも工夫としては考えています。すべての言葉というわけにもなかなかいきませんので、できる工夫をしてお願いをしたいと思っています。

○座長

国際交流会館もあるので、もっと活用する、予算を有効に使うことも考えてください。

○委員

アンケートと外れるかもしれませんが、近年の人権問題で、インターネットによる人権侵害の問題を取り上げることは非常に良かったと思います。どういう設問をされるかまた少し興味深いのですが。

ただ、これはアンケート、今回は20歳以上の大人ということなので、教育委員会に関係あると思いますが、学校の裏サイトとかもえげつないの状況です。高齢者にインターネットの人権侵害っ

てあまりないと思います。ただ、若い10代の世代の子たちが本当に侵されてるので、今回のアンケートとは別に、京都府教育委員会として、子どもたちのインターネットによる人権被害、そのあたり、これとは別途に何かの機会に取り組んでいただければありがたいと思っています。

○事務局

相談の窓口は既に設置しています。それだけではネットの世界は一人歩きしますので、我々も業者を使い、裏サイトのネットのパトロールを行っています。学期に何回かやってもらっています。何件かピックアップできて、緊急性の高いもの、そうではないがやはり削除すべきことというような程度分けをして、それを該当の学校に返して、その該当校から削除依頼をすると、そういうシステムをつくっています。ネットは広がり非常に早いで、イタチごっこみたいなところありますが、両方の方向から進めてますので、現在は、すごく騒がれた時期に比べれば、少しそういう部分では落ちついていると思います。

○座長

ありがとうございます。

まだまだあると思いますが、事務局のほうへ口頭なり書面でお寄せください。

予定より遅れていますので、5分休憩として後半に移りたいと思います。

(休憩)

○座長

御承知のように、このアンケートのほうは今年度中に最終案一応まとめるという予定ですので、今日お出しいただいたいろんな御意見を参考に事務局で詰めますが、必要があれば事務局から私に確認していただいて、そういう形で詰めさせていただきますので、あらかじめ御了解を得たいと思います。

後半、まず、「明日の京都」について、説明をお願いします。

○事務局

それでは、「明日の京都」について政策企画部から御報告をさせていただきます。

「明日の京都」ビジョンについては、この懇話会でも過去何回か報告させていただき、議論いただいたところです。そうした議論を踏まえ、最終的にビジョンの中身をまとめ、来週29日からの

11月定例府議会に議案として提出をすることになっています。従来、ビジョンや計画については、議会のほうへ提案して議決を得ることはなかったわけですが、今回初めて議決の対象になることになりました。少し位置づけが高まったということかと思っています。中身については本日は関係するところを概略的に見ていただくということで資料をつけています。詳しくは京都府のホームページに最終案等も掲載させていただきますので、そちらを参照いただけたらと思っています。

それでは、資料2-1、1ページですが、今回の「明日の京都」の構成について書いています。今回の「明日の京都」は、前回の新府総とは少し趣を変えまして、次の4本柱で構成をすることになっています。

一つは基本条例と言いまして、府政運営や地域づくりの基本となる理念・原則を定める条例として、計画ではなく条例として今回初めて定めることとしています。また従来、長期計画、中期ビジョンという形で示していたものは、それぞれ10年ないし20年先を展望した長期ビジョン。それから中期的、4ないし5年を見越した計画としての中期計画という形で定めることとしています。

また、地域に係る計画については、従来は総合計画の一部分でしたが、今回からは4地域の、各地域ごとの振興計画ということで、この「明日の京都」全体の中の計画に位置づけるということで、各地域ごとに定めることにしています。

続きまして、2ページ目の京都府行政運営の基本理念・原則となる条例についてです。これについては、府政運営なり地域づくりの基本を定めていく条例ということで、今回提案していくものでして、ここでは三つの基本理念を掲げたいと思っています。その中の一番大切な理念として、人を大切に、人がつながり支え合う、心豊かな社会づくりを掲げています。これについては、条例案を実際資料2-2としてつけていますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

この条例案は非常にシンプルといえますが、9条ばかりの短い条例、府政運営の基本的な考え方を中心にまとめた条例です。その中で人権については前文の第3段落目になりますが、「そうしたことから」というところにしっかりと位置づけをしたいと考えています。

少し読ませていただきますと、「府は、府民一人ひとりの尊厳や人権が尊重されるために、互いが思いやりの心でつながり、支え合う社会を築くとともに、府民が自治の主役となり、各地域が長い歴史の中で培ってきた環境や文化の財産を生かしながら、相互に活発な交流や協働を進めることができるよう、努めていかなければなりません」ということで、人権尊重なり尊厳の尊重をここでしっかりと位置づけておるわけです。それを受けまして、基本理念の一番最初に、理念の一番大切な考え方として位置づけをしているところです。

この条例では、さらにこの基本理念に基づいた府政運営の行動原則を第2条以下に定めている

ところでは、後ほどごらんいただきたいと思います。

資料2-1、3ページをごらんください。先ほどの条例が、いつの時代にも変わらない普遍的な考え方を示すのに対して、この長期ビジョンは10年ないし20年先を見越した長期のビジョンを定めたものです。その中でも、人権の考え方をしっかりと定めていきたいと思っております、目指す社会の姿というところになるわけですが、そちらの一番最初に挙げました姿の中で、人と絆を大切に作る京都というのを挙げています。めざす社会の姿の中で、人と絆を大切に作る社会ということで、ここで人間の尊厳、人権の尊重をしっかりと位置づけているところです。

資料の4ページで中期計画を定めています。この中では、4年ないし5年の中期の戦略ということで書いており、特徴の二つ目に、人権窓口、相談窓口の設置等の数値目標を掲げることとしています。この数値目標の達成状況を随時チェックしながら、中期計画の進捗状況を把握するという形をとりたいと考えています。

資料の6ページ、地域共生の実現ということで、中期計画の中の大きな三本柱の一つとして、地域共生の実現を挙げており、この中で一番上のほうに人権尊重の考え方を挙げています。ここに書いていますのは、行政の使命ということで挙げており、さまざまな人権問題の解決への取組、あるいはユニバーサルデザインの考え方に基づく社会づくりといったものを掲げているところです。

資料の8ページ、地域振興計画、四つの地域ごとにそれぞれの特徴を生かした計画を定めています。この中でも人権尊重の考え方をそれぞれ計画ごとにしっかりと位置づけをしているところです。この計画、ビジョンについては平成23年1月からスタートさせるということで考えており、その進捗状況については、また懇話会で報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○座長

中期というのはどうかと思いますが。地域共生の実現、人権尊重と、言葉そのものは出てきますので、何でそこ触れられないのかなと思って聞いていました。

関連が深いので、次の、安心・安全なまちづくりのアクションプラン、続けて説明いただきたいと思ひます。

○事務局

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりアクションプラン(中間案)について、資料3に基づいて説明します。

京都府においては、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づきまして、安心・安全なまちづくりと、それから犯罪被害者等に対する支援に関する総合的な施策を実施するために、平成17年12月に京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を、また、この計画を具体化するためアクションプランを同時に策定し、取組を推進してきたところです。現行の計画期間が今年度で期限を迎えますことから、現在、計画及びアクションプランの改定作業を進めており、11月29日に開会する府議会で、この中間案に若干修正を加えましたものを最終案として議案提案をすることとしています。本日は、この改定アクションプランのうち人権問題に関連します犯罪被害者支援を中心に説明します。その前に、まず犯罪被害者支援に関します京都府のこれまでの取組について簡単に御紹介します。

京都府では犯罪被害者の視点に立ったきめ細やかな支援に取り組む、犯罪被害者サポートチームを平成20年1月に立ち上げ、被害者相談専用電話を設置するとともに、適切な支援策を講じるための支援コーディネーターを配置し、支援機関の橋渡しや各種制度活用に関する助言、関係機関の情報提供などを実施してきています。また、被害者等に対する府営住宅の優先入居枠や一時避難場所の確保をはじめ、民間支援団体が実施します相談事業等に対します助成、それから犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発や自治体、担当者等を対象とした研修などの取組を実施しているところです。

それでは、資料3に基づき概要を説明します。

このアクションプランは、安心・安全まちづくり推進課と、警察本部との共管によりまして策定をしています。先ほど紹介いたしました継続事業以外の新規事業及び既存のものを拡充して実施する事業を記載しています。

まず現状と課題ですが、刑法犯の認知件数は平成14年をピークに年々減少していますが、犯罪が急増した平成8年と比べますといまだに高い水準にあります。都道府県別に見ましても、昨年でワースト4位と依然厳しい状況になっています。

京都府における少年非行の現状ですが、昨年中に刑法犯で検挙した少年の人口比は全国でワースト1位、再犯者率はワースト7位と非常に憂慮すべき状況にあり、少年非行防止対策を強力に推進する必要があります。また、犯罪被害者等の支援体制は徐々に整ってきてはいますが、府民理解がまだ十分とは言えず、一層の促進や支援体制の充実が必要という状況です。

次に、これらの課題を踏まえました具体的な施策ですが、4ページをごらんください。犯罪被害者等への支援の項目です。犯罪被害者等の講演等を柱とした府民理解の促進ですが、防犯や交通安全運動などの関係行事、また市町村の行事等を活用し、犯罪被害者やその遺族の方の講演を行

い、府民理解の一層の促進を図るものです。

また府内の中学、高校生を対象に、命の大切さや人との絆を考え、犯罪被害者等に理解を深める教室を開催ということで、遺族講演等を中心とした授業を実施し、被害者も加害者も生まない地域づくりにつなげていきたいと考えているところです。

ここで少し戻りまして、3ページをごらんください。少年非行を生まない社会づくりの推進という項目があります。少年の規範意識をはぐくむ指導・教育の充実の中にも『いのち』を考える教室』の開催を挙げています。これも先ほど説明しました中学、高校生を対象とした授業と同様の趣旨であり、平成21年度に内閣府のモデル事業として実施した『いのち』を考える教室を、今回、府独自の事業として実施をするものです。先ほどの現状と課題にもありまして、少年非行の現状は大変深刻です。犯罪被害を学習の素材に取り上げることで、命の大切さや、自分も他人も大切に思う気持ちを醸成しますとともに、自らも加害者にならないという規範意識を育むことで、少年非行の抑止を図りたいと考えており、教育委員会とも連携、協力いただきながら進めていきたいと考えています。

また4ページをごらんください。犯罪被害者等の相談窓口の設置・充実ですが、現在、府内市町村で犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対応する総合相談窓口を設置しているのは26市町村中19です。また、犯罪被害者支援条例制定の動きも広がりつつありまして、現在、久御山町、宇治市、城陽市が制定済み。あと幾つかの市や町でも制定の準備をされているところです。

被害者の方にとって一番身近な存在です市町村の役割は大変重要であり、今後とも相談窓口の設置や施策の充実について働きかけを行うとともに、担当職員の資質向上のための研修会等を犯罪被害者サポートチームが中心となって実施をすることとしています。また、京都犯罪被害者支援センターをはじめ関係機関とも引き続き連携を図りながら、迅速で的確なサポートを実施していきたいと考えています。

「大規模な事故等に対応する緊急対応チームの設置」ですが、多数の死傷者が生じる重大な事件等が発生した際に、被害者や周辺住民に対して発生から数日間の緊急的な精神的ケア等の支援を行うサポートチームを設置し、必要な人材を派遣するというものです。過去の事例で言いますと、例えば地下鉄サリン事件やJR福知山線脱線事故のような一度に多数の死傷者が生じる事件、事故が発生したような場合、通常、初期的対応は警察などが行いますが、それでは追いつかない状況になることが想定をされます。そういう場合に、精神科医や臨床心理士等の専門家で構成する緊急チームを派遣しまして、被害者の心理的サポートを行うものです。

6、7ページをごらんください。京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画に基づきます施

策を体系図にしたものです。太字で示しているのが、このアクションプラン本文に記載をしているもの、それ以外が継続事業となっています。犯罪被害者支援は7ページに記載をしています。

京都府としては、条例に基づく計画及びこのアクションプランにより、犯罪が起こりにくい地域、環境づくりを推進しますとともに、犯罪に巻き込まれた被害者やその御家族等の置かれた状況が社会に十分理解され、孤立することなく、その権利利益が保護されるように今後とも総合的な支援を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

あまり時間はありませんが、15分くらいは今の二つのテーマについて自由に御意見いただきたいと思います。

○委員

犯罪被害者の支援についてお聞きします。

京都府の犯罪被害者サポートチームはよく頑張っておられて、平成20年版「犯罪被害者白書」でも取り上げられて、それは頑張っておられるなと思います。

大きな事件・事故があったときの緊急対応チームの設置に注目しています。被害者等の要請で必要な人材を派遣するイギリス型と、要請がなくとも飛んでいくアメリカ型がありますが、要請だと発生からタイムラグが出てしまいますね、要請だと。そこら辺は議論されて、要請を受けてということになっているのですか。

○事務局

具体的な検討はこれからでして、そのあたりの細かい詰めは、皆さんの御意見を伺いながら検討していきたいと思っています。

イメージとしては、災害協定などで物資の支援などをされてるのがありますが、ああいうものの精神的なサポート版というイメージで考えているところです。

○座長

ありがとうございます。

○委員

同じようなところですが、私たち素人がテレビ見てますと、犯罪に遭われた方がマスコミの目にさらされて、本当に憤りを覚えることがあります。ただ、マスコミのほうも報道をしなきゃいけないとか、言論の自由とかありますので、そのあたり行政がそこまで、例えば守ることができるのか、どこまで守るかですが。特にマスコミ関係でお聞きしたいのですが、その報道の自由と、その個人のプライバシーというのでしょうか、そのあたり行政がこのサポートされるのはいいのですが、そのあたりまでサポートすることが行政としてできるのかどうか含めて、ぜひお願いします。

○委員

この10年ぐらい、議論はずっとしています。事故発生の直後、ご遺族の方は非常にパニック状態ですが、そこをマスコミが集中豪雨的な取材をするということでいろいろな問題が起きています。そこでマスコミ内部でも議論があって、ご遺族の要請によって、代表取材にするとか、そういうことをやっています。しかし、その仕切りができる前にどっと取材に行ってしまうことがあります。

事件発生直後、犯罪被害者の対応をするのは警察の犯罪被害者対策室の皆さんで、かなり熱心にごやっておられ、経験も積まれて、ご遺族の頼りにもなっています。マスコミとの橋渡しもしています。

ただ、ここで申し上げたいのは、一方で犯罪被害者にとってメディアは力になっているということです。継続的に取材をして、犯罪被害者が何を望んでいるのかを伝えていく、ということで力になっています。そういう動きもあります。

犯罪被害者にとって必要なのは、継続的な支援です。警察が支援するのは起訴ぐらいまでで、その後は、検察庁、裁判所でサポートがあります。しかし、役所が支援する期間は限定的で、比較的熱心な警察が長期支援していますが、いつまでも支援する訳にはいかない。継ぎ目のない支援がなくてはならないのですが、そこで民間団体の支援が非常に大切になります。

京都犯罪被害者支援センターが早期援助団体に認定され、裁判の付き添いなどをしてしていますが、支援に係る経費が負担になっています。被害者相談に対する府の委託料があるようですが、交通費などは補助を受けられません。

民間の犯罪被害者支援団体は財政的に苦しく、研修を受けるための交通費に身銭を切っているとも聞きます。早期援助団体になれば自立を求められ、財団からの大口援助が打ち切られるとも聞きました。赤字の支援団体が多く、基金を取り崩してやりくりしているという現状もあります。

犯罪被害者支援制度は急速に整備され、先進国並みに制度は整ったのですが、中身はまだまだの状態だと思います。犯罪被害者等基本計画は5年の見直し時期になりますが、ぜひ、継続的なサポートをどうしていくかというのは、本当に考えてもらいたいです。

一例を申し上げますと、被害者参加制度の一環で、刑事裁判の判決と同時に損害賠償の命令も可能になりましたが、賠償する者はほとんどいないそうです。居所を探し出し、判払ってくれと催促するのは被害者自身が行っていて、国や行政は手助けしてくれない。制度ができたから損害賠償をもらってるだろうと思うけれども、一銭もないのです。だれもサポートしない、国もしないという状況に犯罪被害者が置かれています。形はできてるが、中身はこれからだということを皆さん知っておいていただきたいと思います。

○座長

判決、拘束力、形の上であっても実質が伴わない、それをどういう形でサポートするか。御指摘のように、犯罪被害者の支援は、何が残るかというたら、心理的なトラウマみたいなものが残り続ける。これは時間かけないと治らない性格のものなので、もちろんおっしゃったように方々でマスコミもその点の報道はしてくれてますが、行政としても可能な範囲で改めるところは改めていっていただきたいと、そういう問題、指摘だと思います。

○事務局

御意見いただきました件、京都府では、相談窓口を京都犯罪被害者支援センターに共同設置しており、相談専用のフリーダイヤルを設置しています。その関係で補助金という形で支援をしているところです。

支援センターの財政状況が厳しいことはお聞きはしているところですが、やはり補助金という性格上、何にでも出せるものでないという制約もありまして、支援センターとも情報交換をする中で、どういうところでどんな支援ができるのかを随時協議をしながら進めているところですので、御理解をよろしくお願いします。

○座長

ありがとうございます。

あと、もうお一人ぐらい御発言ありましたら、このテーマで。

○委員

資料2-2で、京都府の行政運営の基本理念・原則となる条例案、そしてこの後の提案予定の概要という資料、この基本理念というあたりでは非常に重要なことを押さえていただいているなと思いました。

かねてから、この会議でも何度か申し上げましたが、国連障害者権利条約の批准に向けて、我が国でも障害者差別禁止法の制定の準備等が進められていますが、京都府においても障害者差別禁止条例を制定してほしいということを担当課も通じてこの場でもまたお話をさせていただいてまいりました。その後、健康福祉部として来年度委員会を設置して具体化に向けて取り組んでいきたいという返事をいただき、非常にありがたいと思っています。これは健康福祉部だけではなく、京都府の行政すべてにかかわる問題ですので、今からでも各部、あるいは各課においても御準備をいただき、全国に模範となるような差別禁止条例ができ上がればうれしいなと思っています。この基本理念、府民が主役、あるいは府民が主人公だという理念を改めて行政の皆さんとともにかみしめて一緒に動いていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○座長

御承知のように、国連の障害者権利条約は、障害者自身が中心になって進められたという点で非常に、国連人権関係条約、随分採択はしていますが、注目されてるもので、今おっしゃってることは、それを例えば条例のような形で支えられたら、あるいは支えるということも視野に入れて、ぜひ、施策を進めていただきたいということだと思います。

○委員

少しわからなかったのですが、障害者の権利条約のことについて、国が動いてほしいということは聞いていたのですが、京都府は障害者差別禁止条例を制定する方向でどこかの部会で話し合っている、ということですか。

○事務局

今、健康福祉部の障害者支援課でそういった準備、手続を進めている状況です。

○委員

少し申し上げますと、国が障害者差別禁止法という制定に向けて準備をしています。これは、障

害者制度改革推進会議のもとに設けられた会議がまた11月から発足をするということで具体化に向けていますが、それとは別に千葉県で障害者差別禁止条例を独自でつくってしまっていて、都道府県でそれを進めているところが何カ所かもう既にあります。

京都府としても、府の条例としてそれを制定してほしいという要望をいろいろな団体が京都府に対してしてまいりました。その結果もあって、あるいは知事さんの強い思い、あるいは御理解があって、来年度、委員会を立ち上げて、その具体化に向けて検討を進めていきたいという回答をいただいています。

○委員

大きな話だと思います。その差別禁止条例ということの中身がわからないので何ともいえませんが、ここの会議に、今年度そういう話し合いが進んでいるよというのは、初めて聞かせてもらったので、来年度は、ぜひ中身も含めて教えていただけたらと思います。どういう内容かわからないですが、差別禁止という。

○委員

障害者がついています。

○委員

しかし、障害者が突破口になって、差別禁止法令ということになる可能性もないわけではないですね。だから、大げさに言うと憲法上の自由権の問題とかかわるような大きな話になるのかなど。中身がわかりませんが、ぜひ、またここで報告していただけたらと思います。

○事務局

少しをお話させていただきますと、知事のマニフェストにでもありますし、「明日の京都」にも書いていますが、ノーマライゼーション社会づくり条例をつくるということを方針として進めており、委員がおっしゃられましたのは、そのノーマライゼーション社会づくり条例の中にそういったものを盛り込んだものとして検討を進めていくということで、そういう動きで進めているのは事実です。

大きな問題を持ってるということで、障害者のいろいろな意見を聞いていこうという段階で、これから具体的に進めていくということなので、障害者支援課とも差別全般につながる要素を持

ってるから人権とかかわりがある話だということで、そういう部分の意見交換、情報交換してますので、この懇話会でも適切なタイミングの中で情報を入れるようにしたいと思っています。

○座長

ありがとうございます。

手短にお願いします。

○委員

アクションプランのところで、京都府は少年非行がワースト1と本当にショッキングなことが書いてありますが、検挙がいいということは、警察がきっちり把握してるから検挙率が上がってるのか。それとも、京都府って私のイメージではいい土地だなと思ってたのに、こういう少年非行が最悪というか、それは少し信じがたいかと思いますが、これはもうずっと例年ワースト1ということなのですか。

○座長

関係部局からお願いします。

○事務局

警察本部です。例年ワースト1かは資料を持ち合わせておりませんのでわかりませんが、再犯率が高いことは把握しています。

○座長

要するに再犯率が高いという問題ですか。

○事務局

詳しい数字までは、資料がありませんので、この場ではお答えできません。

○事務局

刑法犯で検挙した少年の人口比は、平成21年がワースト1、平成20年がワースト2位です。再犯者率が3位。平成19年もワースト1位、再犯者率は3位で、かなり高いところで推移している状況

です。

○委員

これは、何で京都かなとすごくショックだったのですが。何かバックグラウンド的なものは京都府全体にあるのでしょうか。教育関係かもしれませんが。ぜひ、この汚名挽回を。ワースト1が3年に2回もあるというのは。

○事務局

結果としてそういう状況になってるということは事実だと思います。各府県ごとのトータルの数字で出てきますので、そこの都道府県の取組の仕方によって大きく変わってくるかなとも思いますが。京都でも万引きが非常に多いと。だから、子どもたちに規範意識をつけていく、家庭にもお願いして協力をいただく、そういう地道な取組が必要だと思います。警察や知事部局とともに、少年の犯罪が非常に多いという共通認識は持っていますので、「明日の京都」やこういうアクションプラン、教育委員会でもいろいろな手だてを考えて、社会総がかりの取組をこれからも進めていきたいと考えています。

○座長

犯罪率というのは全体の生徒の数で起こった件数を割るというか、その比率のことですか。

○事務局

教育の部分では、年度間の生徒指導上の問題ということで扱ってますので、直ちに警察が持つておられる暦年の、例えば触法犯であるとか、そういう統計とは若干違う部分があります。

ただ、私どもが教育の分野で把握している数字で言いますと、例えば対教師暴力であるとかそういうものが非常に多い。それは1,000人で何件起こるかという数値のとらえ方をしています。

○座長

わかりました。

○委員

検挙率というのは検挙を重点的にしたら上がるのです。ですから、熱心だというとらえ方もでき

るということです。認知件数と検挙率はまた違います。例えば検挙率ですが、自転車泥棒とか万引きとかそういうのを含んでいるわけです。ですから、重要犯罪かどうかというところで見ただけがいいかなと思います。具体的にわかりませんが、数字というのはそういうものだと思います。

○座長

ありがとうございます。

ワーストとか言うときは、もう少し中身を言っていただくと、我々も安心して聞けますので、その点、今後よろしくをお願いします。

まだまだ御意見は尽きないと思いますが、報告いただく件が幾つか残っていますので、簡略にお願いします。

人権週間の取組から説明をお願いします。

○事務局

人権週間ということで、この時期、この前後を含めて人権啓発の取組を幾つか実施します。

街頭啓発ですが、府内、各市町村ごと実施をします。

人権週間の新聞広告ということで、12月に日刊5紙に掲載ということで進めています。

人権週間の啓発ポスターですが、今年度のポスターコンクールの知事賞受賞作品、これを活用してポスターをお配りして貼っていただこうと考えています。

人権啓発の総合イベントとしては幾つかあります。

11月30日に犯罪被害者のシンポジウム、木津川市の会場でハートフルフェスタ in やましろと位置づけて実施を予定しています。

そのほか市町村の連携フェスティバルということで、ヒューマン in おとくに、長岡京市、大山崎町、向日市の会場と、それぞれ実施を予定しています。

さらにFM放送で、これ毎週木曜日に通常放送としてはやっていますが、人権週間スペシャルということで、12月6日から9日までの4日連続で、この人権の大切さを訴える番組を放送する予定にしています。

また、ポスターコンクール作品の知事賞のポスター化というお話をしましたが、そのポスターコンクールの表彰式を12月19日の日曜日、京都府庁の旧正庁で行うことにしています。

今、お話ししましたのがこれからの取組です。

11月21日、京都テルサで京都ヒューマンフェスタ2010を開催いたしました。今、アンケート結

果などを集計をしているところで、具体的な御報告が間に合いませんでしたが、非常に多くの方に参加をいただきました。

○事務局

チラシをつけていますが、12月12日に、世界人権問題研究センターがこのたび移転をいたしましたので、その記念シンポジウムを開催することとしています。座長にシンポジウムのコーディネーターをしていただき、各研究部の部長5名、それから弁護士の浅岡さんによるシンポジウムを中心に開催したいと考えています。ぜひともよろしく願いをいたします。

最後に、きょうと府民だよりの、12月に配布される分ですが、その2ページ、3ページに見開きで、今回、人権特集を組んでおり、その中にも世界人権問題研究センターの移転についても記事を掲載させていただいています。中央には座長のコメントもいただいているところですので、よろしくをお願いします。

○座長

ありがとうございました。

もし、今どうしても聞きたいということがございましたら、ただいまの報告に対する御質問、一、二件受けることは可能ですので。

センターのPRもしていただいて、私としては非常にありがたいです。御報告いただいたようなイベント、催し物、行事等がありますので、ぜひ、可能な範囲で委員のほうからもPRしていただけたらと思います。

○事務局

ありがとうございました。

本日いろいろと御意見いただいたところです。とりわけ、府民調査については、貴重な御意見をいただきました。それを整理して、また、今日は具体的にお示しできていませんが、調査票案という形でまとめまして、座長の御指示、御助言をいただきながら、次回、3月予定の懇話会のほうにはお示しできるように進めてまいりたいとは思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

また、いろいろ御意見いただいている分については、施策に反映させるものについては、着実に反映させていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。